

霧島市条例第36号

令和7年10月3日

霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年霧島市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年霧島市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき任命権者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

(霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年霧島市条例第284号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行し、改正後の霧島市職員の育児休業等に関する条例等の規定は、令和7年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の霧島市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 職員は、この条例の施行の日以後において、法第19条第1項から第4項までの規定の例により、同条第2項各号のいずれの範囲内で部分休業（同条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（法第19条第3項の規定の例により当該申出の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で、令和7年10月1日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、それぞれ同条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更並びに同条第1項の請求とみなす。